

委託業務担当者の事故発生時の対応手順

国立療養所宮古南静園で業務の委託を請け負って、園で常時委託業務に従事する担当者の安全確保と事故予防を図るため、事故が発生した場合の対応について「委託業務担当者の事故発生時の対応手順」（以下「手順」という。）を次のとおり定める。

1. 委託業務の管理責任者及び管理担当者

委託業務の管理責任者及び管理担当者を次のとおり定める。

【管理責任者】事務長

【管理担当者】食器洗浄消毒・下膳委託業務 庶務班長 内 線（210）
PHS（532）

2. 委託業務担当者の事故報告

園内で委託業務に常時従事する委託業務担当者は、事故が発生した場合は単独で事故を処理することなく、園の管理担当者に報告することとする。

3. 管理担当者の事故報告

所管する職場の委託業務担当者より事故発生の報告を受けた管理担当者は、事故の状況を管理責任者に報告し、その対応について指示を仰ぐこととする。

4. 管理責任者の指示

①管理責任者は事故の発生状況を園長に報告し、事故の内容によって指示を受ける必要がある場合は指示を仰ぐことができるものとする。

②園長は事故の内容によって指示する必要がある場合は、管理責任者に指示する事ができるものとする。

③管理責任者は事故に対する対応について、管理担当者に指示することとする。

5. 管理担当者の対応

管理担当者は、委託業務責任者に事故の発生を連絡するとともに、管理責任者の指示に基づき事故に対する処理を委託業務責任者に報告することとする。

6. 委託業務責任者の対応

①委託業務責任者は管理担当者の報告に基づき、自社従業員の事故に対する処理を迅速に行い、その結果について管理担当者に報告することとする。

②委託業務担当者は委託業務責任者の指示に従い、事故に対する処理を適切に行うように心がけることとする。

③事故により委託業務担当者が委託業務に常時従事する事ができない場合は、園の運営に支障が生じないよう代替を従事させる等の対策を講ずることとする。

④委託業務担当者が交替する場合は、管理担当者の了承を得て委託業務責任者の責において業務の引継を行うものとする。

7. 手順の遵守

管理責任者、管理担当者及び委託業務責任者はこの手順の遵守し、園内で常時委託業務に従事する担当者の安全を確保するとともに事故防止を図るため、業務内容及び安全対策について協議することができるものとする。